

Ⅲ 緑地の保全と緑化の目標

地球規模での環境問題への関心の高まり、快適でゆとりとうるおいのある生活環境づくり、スポーツレクリエーションや健康づくりに対する公園緑地需要の増大、大震災などに対して安全なまちづくり等、緑に対するニーズは多様化し、重要性が一層高まっています。

こうした状況のなかで、本市の有する豊かな自然環境と良好な景観及び公園緑地などの緑地資源を保全活用し、市民のニーズに対応した新たな緑地の確保と緑化の推進を図り、以下のような基本理念や将来像を目標として緑豊かなまちづくりを推進するものとします。

1. 緑のまちづくりの基本理念

(1) 緑とふれあうまちづくり

身近な生活のなかで五感を通して緑にふれることにより、緑の魅力や価値を再確認し、市民とともに緑の保全と創出に取り組む「緑とふれあうまちづくり」を本市における緑のまちづくりの基本理念とします。

緑とふれあうまちづくり

【心にふれる緑】 【目にふれる緑】 【体にふれる緑】 【手にふれる緑】 【共に育む緑】

【心にふれる緑】 緑によってもたらされる新鮮な空気や多様な生き物など快適な環境を将来に残していく強い緑をつくります

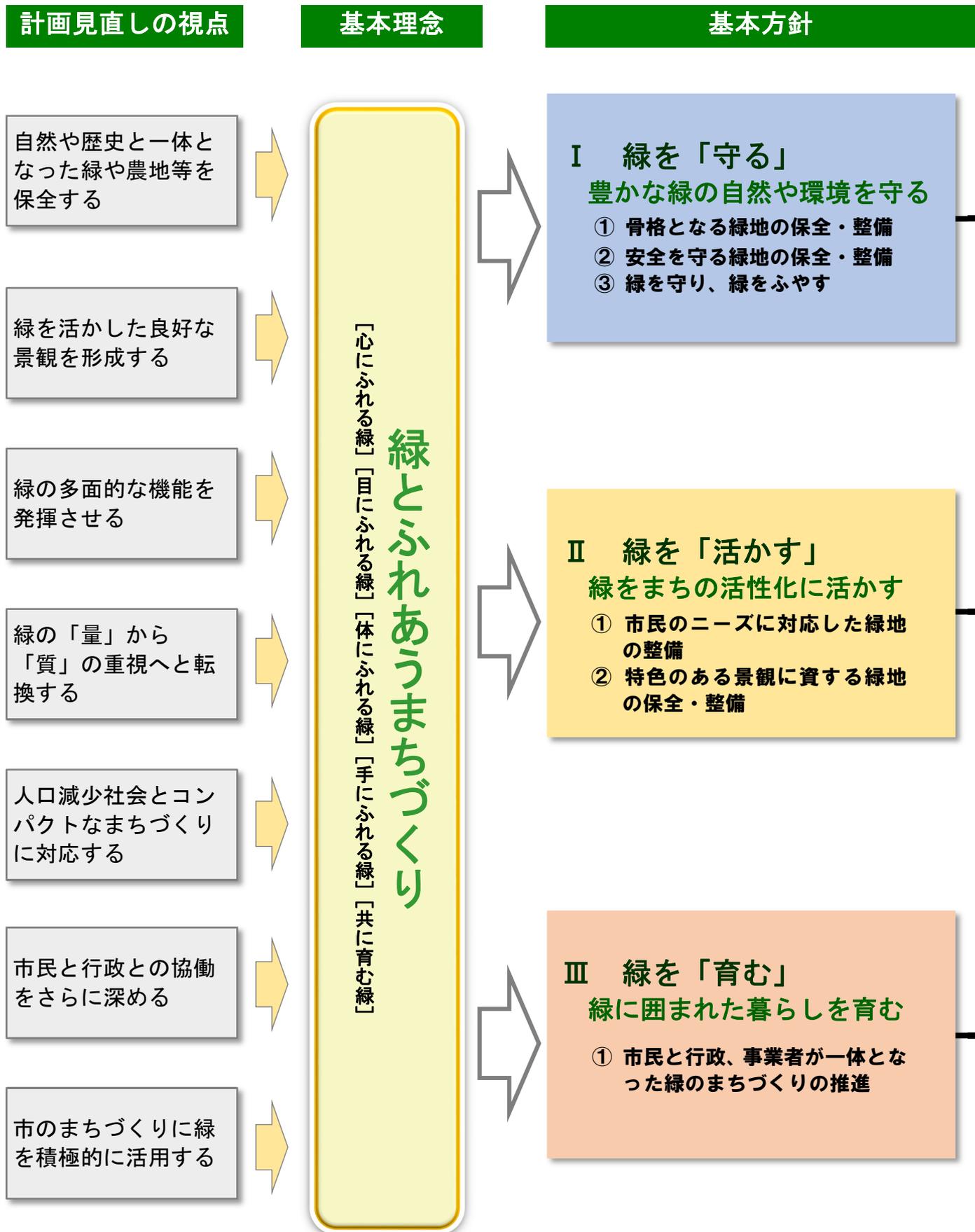
【目にふれる緑】 大きく広がる山の緑と海の青を背景として、心を和ませてくれる美しい緑をつくります

【体にふれる緑】 身近に、また、広域的なふれあいのなかで、体を動かしてリフレッシュできる楽しい緑をつくります

【手にふれる緑】 市民1人ひとりが学びながら参加する緑のまちづくりをすすめます

【共に育む緑】 市民と行政の協働を深めながら、共に緑を育ていくまちづくりをすすめます

和歌山市緑の基本計画 施策の体系



施策の方針

I-① 骨格となる緑地を保全します

- 森林を保全します
- 優良農地を保全します
- 適正な開発指導で緑を保全します
- 防災に必要な緑を保全します

I-② 特色ある緑の景観を保全します

- 本市を代表する緑の景観づくりを進めます
- 地域の特色ある樹林を保全します
- 屋敷林、社寺林を保全します

II-① 公園緑地をまちづくりに活用します

- 公園の再配置、一部公園の廃止を検討します
- まちの拠点と一体となる公園緑地を整備・活用します
- 防災に必要な公園緑地を整備・活用します
- 地域の活性化、にぎわいづくり、健康づくり等に活用できる公園緑地を整備・活用します

II-② 既存の緑地を活用します

- 既存の公園施設を計画的に更新します
- 子育て世代や高齢者など、利用者ニーズにあった公園のリニューアルを検討します
- 公共用地に緑を増やし、活用します

III-① まちの緑を育みます

- 市民の合意と参加による活動を進めます
- 壁面や屋上の緑化を支援します

III-② 市民とともに緑を育みます

- 緑化のイベントを企画、開催します
- 緑についての学習の場と機会を増やします
- まちに花や木を増やす取り組みを応援します
- 家庭に木を増やす取り組みを進めます
- 市民の緑化の取り組みを応援します

III-③ 事業者とともに緑を育みます

- 商業用地の緑化を応援します
- 工業用地の緑化を応援します
- 緑化及び美化への協力を促します

地域性緑地の指定

特別緑地保全地区の保全及び指定

風致地区・自然公園等の保全

生産緑地地区の指定

農用地区域・地域森林計画民有林の保全

緑地協定の締結、保存緑の指定

施設緑地の整備

市民ニーズに応じた都市公園の再整備

多様な主体による都市公園運営の検討

都市計画公園の未供用区域の必要性検討

児童遊園の都市公園化の検討

公共施設内の緑地整備

市民農園の活用

緑化の推進

住宅地・商業地・工業地の緑化

緑に対する啓発・学習の充実

緑化に対する支援の充実・表彰制度の検討

緑化に関する団体等との連携推進

市民と行政との協働の促進

2. 緑の将来像

(1) まちづくりにおける「緑」の位置づけ

本市の都市形成においては、基盤施設の整備や市街地の再編による都市機能の向上、市街地整備の推進や商工業の振興による経済基盤の強化などが課題となっています。

多様な機能をもつ「緑」は、これらの課題への対応を図っていくうえでも重要な役割を担っています。

これからの「緑のまちづくり」においては、「緑」の整備だけを単独に考えるのではなく、まちづくりにおけるさまざまな分野との連携や、市民、事業者などと協力して取り組むことを緑のまちづくりを進める上での基本方針とします。

(2) 緑を「守る」「活かす」「育む」 ～ 緑と市民の豊かな暮らしの実現 ～

計画期間である20年先を見据えると、次代を担う子供たちに向けて、本市の優れた自然や景観を形成する緑を「守り」、遊びや学びの場として緑を「活かす」、緑の中で過ごす経験を通じて子供を「育む」まちの姿を、将来像として目指していく必要があると考えます。

そのために、市街地の四方を取り囲み、市の骨格となる和泉山脈、和歌山東山地の樹林地、海岸線、農地など豊かな緑の自然や環境を「守り」、和歌山公園や和歌浦など、まちを代表する緑をまちの活性化に「活かす」、市民が緑に囲まれた暮らしを「育む」ことにより、緑と市民の豊かな暮らしの実現を目指します。

緑を「守る」

豊かな緑の
自然や環境
を守る

緑を「活かす」

緑を
まちの活性化に
活かす

緑を「育む」

緑に囲まれた
暮らしを
育む

(3) 緑地の保全・整備の基本方針

緑のもつ多様な機能をふまえて、次の方針に基づく保全・整備をすすめていきます。

I 緑を「守る」

① 骨格となる緑地を保全します

- 本市の都市形成を図る上で、環境保全や景観形成に大きな影響を与える緑の骨格を形成する山林緑地、河川、自然海岸線を保全し、緑化を推進します。
- 優良農地を保全します。
- 緑地に対する適正な開発指導を行い、緑地を保全します。
- 土砂災害や水害及び都市災害などに脆弱な地域で、災害を未然に防止する効果の高い緑地の保全・整備を促します。

② 特色ある緑の景観を保全します

- 本市を代表する緑の景観として、市民のシンボルとなっている和歌山城や和歌浦、河川、海岸線などの景観を形成している緑地など、歴史的景観や自然景観の保全と整備を推進します。
- 市街地からの良好な景観やスカイラインを形成する山並みの樹林を保全します。
- 市街地の緑として屋敷林や社寺林などを守ります。

II 緑を「活かす」

① 公園緑地をまちづくりに活用します

- 高齢化や少子化によるニーズを踏まえ、身近に使える公園から全市的、広域的に利用できる公園まで、利用目的に応じた公園緑地の適正な配置の検討と整備を推進し、一部公園の廃止も検討します。
- 本市の地域防災計画を基本として、大震災や火災、水害時の避難や災害復旧など、防災に必要な公園緑地を整備し、まちの防災に活用します。
- すぐれた自然環境や歴史・文化的な資源、農業等の産業など本市の特徴を活かし、観光や地域の活性化に活用できる、まちの拠点と一体となった公園整備を推進します。

② 既存の緑地を活用します

- 既存公園施設の長寿命化を図り、計画的な更新をします。
- 子育て世代や高齢者など、社会情勢や利用者ニーズに対応した公園のリニューアルを検討します。
- 連続性のある緑のネットワークを形成するために、河川敷、幹線道路、公園、その他施設等の整備との調整を図りながら、公共施設の緑化と活用を図ります。

Ⅲ 緑を「育む」

① まちの緑を育みます

- 豊かな緑や歴史・文化的環境をもつ生活都市としての機能を高めるために、市民、行政、事業者が一体となり、緑地の保全に努めます。
- 緑に対する市民の関心を高めていくために、広報活動やイベントの実施、市民の緑化活動への助成など緑に対する啓発活動を充実します。
- 市民と行政、事業者が一体となって、緑の生活空間づくりに取り組むことができるように、緑に関する学習機会の充実、各種の緑化推進の支援策の検討、緑化団体相互の連携、緑化功労者への表彰制度の設置などを推進します。
- 緑を創り育てるため、壁面や屋上の緑化等、緑化技術の普及や緑化推進のための助成措置などを検討します。

② 市民とともに緑を育みます

- 市民とともに緑を育むために、緑に関するイベントや学習機会を増やします。
- まちや家庭に花や木を増やす取り組みを進めます。
- 市民が取り組む緑化活動を応援します。

③ 事業者とともに緑を育みます

- 事業者が、商業用地や工業用地で取り組む緑化を応援します。
- 事業者に対して、緑化や美化への協力を促します。

緑のネットワーク：野生動物の移動や緑の多面的な機能が発揮されるように、まちの緑を連続させること。

(4) 施策の体系

緑を「守る」「活かす」「育む」ために、次の体系に基づき緑の施策を進めていきます。

I 緑を「守る」	【施策の方針】
①骨格となる緑地を 保全します	<ul style="list-style-type: none"> ○森林を保全します ○優良農地を保全します ○適正な開発指導で緑を保全します ○防災に必要な緑を保全します
②特色ある緑の景観を 保全します	<ul style="list-style-type: none"> ○本市を代表する緑の景観づくりを進めます ○地域の特色ある樹林を保全します ○屋敷林、社寺林を保全します

II 緑を「活かす」	【施策の方針】
①公園緑地を まちづくりに 活用します	<ul style="list-style-type: none"> ○公園の再配置、一部公園の廃止を検討します ○まちの拠点と一体となる公園緑地を整備・活用します ○防災に必要な公園緑地を整備・活用します ○地域の活性化、にぎわいづくり、健康づくり等に活用できる公園緑地を整備します ○公共用地に緑を増やし、活用します
②既存の緑地を 活用します	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の都市公園施設を計画的に更新します ○子育て世代や高齢者など、利用者ニーズにあった公園のリニューアルを検討します ○公共施設の緑化を推進します

III 緑を「育む」	【施策の方針】
①まちの緑を 育みます	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の合意と参加による活動を進めます ○壁面や屋上の緑化を支援します
②市民とともに 緑を育みます	<ul style="list-style-type: none"> ○緑化のイベントを企画、開催します ○緑についての学習の場と機会を増やします ○まちに花や木を増やす取り組みを応援します ○家庭に木を増やす取り組みを進めます ○市民の緑化の取り組みを応援します
③事業者とともに 緑を育みます	<ul style="list-style-type: none"> ○商業用地の緑化を応援します ○工業用地の緑化を応援します ○緑化及び美化への協力を促します



緑の将来像

凡例	
	緑の骨格
	緑の拠点
	緑の軸線
	主な施設緑地
	風致地区
	農地の緑
	山林の緑
	工場の緑

3. 計画の目標水準

(1) 計画対象区域

本計画の対象区域は和歌山市全域（都市計画区域）とします。

(2) 目標人口

本市の目標年次（平成 47 年度）における目標人口は、社人研推計値で示す 298,400 人を基本とし、和歌山市人口ビジョンケース⑤における人口を展望します。

	平成 27 年度（基準）	平成 47 年度（目標）	備考
都市計画区域 人口（人）	364,154 人	298,400 人	社人研 将来人口
		338,000 人	和歌山市 人口ビジョン ケース⑤

資料：国勢調査

(3) 都市公園の目標

身近な施設緑地である都市公園の目標は、都市公園の住民一人あたりの敷地面積については国が定める標準的な数値を目指します。また、維持管理や再整備により、公園の質の向上を目指します。

都市公園の整備面積

		平成 27 年度（基準）	平成 47 年度（目標）	備考
都市 公園	1 人あたり (m ² /人)	6.61 m ²	10.00 m ²	1 人あたり 10 m ² を目標
	面積 (ha)	240.86 ha	338.0 ha	人口ビジョンにも 対応した目標設定

公園に対する市民満足度

	平成 27 年度（基準）	平成 47 年（目標）
公園を利用するか	42% (月 1 回以上の利用)	60%

(4) 緑地の目標

緑地は、屋上や壁面等の緑化技術の活用により、目標年次においても現状と同等の緑地を確保し続けることを目指します。また、緑を「守る」「活かす」「育む」生活の実現を目指します。

緑地に対する市民満足度

	平成 27 年度（基準）	平成 47 年度（目標）
公園清掃や花壇づくりなど地域の活動への参加	28% (参加している+したい)	50%

IV 緑地配置の方針

1. 配置計画の考え方

多様な役割を果たしている緑地について、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観形成」といった機能の間で、互いに関連をもって機能していることから、一体的な整備を推進していくものとします

緑地の配置方針の検討にあたっては、各機能に共通する課題としてつぎの点に配慮します。

① 骨格的緑地の配置

- 市域を取り囲む良好な環状緑地帯として、和泉山脈、和歌山東山地の緑地、良好な海岸線、まとまった農用地を位置づけ、保全するとともに、緑地としての連続性や質を高めるための整備を推進します。
- 市街地内における東西の緑地軸として、紀の川を位置づけます。

② 立地特性に応じた緑地の配置

- 市街地中心部、郊外部等の立地特性に応じて、公園緑地等の整備を推進します。
- 宅地化等の進行状況に応じて、公園緑地の配置を再検討していきます。

③ ネットワークを形成する緑地の配置

- 骨格的な緑地、拠点となる緑地と点状の緑地をネットワークする緑地として、幹線道路、河川の緑化の整備を推進します。
- 市街地内に点在する緑地として、社寺林・斜面林の保全や住宅地等の植栽等による緑化を推進します。

④ 均衡ある緑地の配置

- 中心市街地においては、和歌山城周辺の街路樹をはじめとする公共施設等の緑化と適正な維持管理を図るほか民間施設等の緑化を促進して、緑の質も考慮したゆるやかな緑のつながりを形成します。
- レクリエーション機能を有する緑地が少ない地域では、都市公園等の整備を積極的に推進するとともに、公共施設緑地、民間施設緑地等の活用を推進します。

2. 系統別の緑地の配置

普段はレクリエーションに利用されている緑地が、災害時には被害を軽減したり避難場所となったりする等、緑は日常時と非日常時で異なる機能を発揮します。

そこで、緑がもつ「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観形成」の4つの系統ごとに、緑地配置の方針を次のように定めます。

(1) 「環境保全」系統の緑地の配置計画

都市化による環境負荷の軽減による生活環境の保全、植物や動物の生息環境としての自然環境の保全、地域の特性としての文化・歴史的環境の保全の観点などをふまえて、必要となる緑地を配置します。

① 骨格を形成する緑地

緑地の環境保全機能を高めるうえで重要な役割をはたしている和泉山脈や紀の川などの本市の骨格を形成している緑地の保全を図ります。

- 市街地の外環状を形成する緑地の保全
- 市街地内における緑の軸あるいは拠点となる緑地の保全と整備

② 快適な生活環境を創出する緑地

都市の環境負荷を軽減し、快適な生活環境を創出する緑地の保全を図ります。

- 新鮮な空気の供給源となる緑地の保全
- 市街地内の微気象の緩和に資する緑地の保全と整備
- 空気の通り道となる緑地の保全と整備

③ 多様な動植物の生息環境となる緑地

貴重な動植物や多様な動植物等の生息地となっている緑地の保全を図ります。

- 貴重な動植物や多様な動植物等の生息地となる緑地の保全
- 市街地において野生動物等の生息地や回廊となる緑地の保全と整備

④ 歴史的環境と一体となった緑地

歴史的な風土や文化財と一体になり、その歴史的価値を守っている緑地の保全を図ります。

- 指定文化財等と一体になった緑地の保全

微気象：地形、建物、植生などの影響によって、地表から比較的近くの範囲に起こる気象現象。

(2) 「レクリエーション」系統の緑地の配置計画

市民のレクリエーションの場となる緑地の確保や広域的な観光・レクリエーション都市としての機能整備の観点から、必要となる緑地を配置します。

① 身近なレクリエーションの場となる緑地

市民が身近に利用できるレクリエーション緑地の整備を推進します。

- 住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）や児童遊園等の整備
- 公共施設緑地の整備と活用
- 民間施設緑地の活用

② 広域的な利用を含むレクリエーション緑地

広域的に利用されることを含むレクリエーション緑地の整備を推進します。

- 都市基幹公園の整備
- すぐれた自然等を活かしたレクリエーション緑地の整備

(3) 「防災」系統の緑地の配置計画

自然災害や人為的災害を防止したり、災害時の被害を軽減したりするとともに、避難場所や避難路となる緑地を配置します。

① 自然災害の発生を防止する緑地

自然災害の発生を予防するとともに、災害発生時の被害を軽減する緑地の保全、整備を推進します。

- 土砂災害を防止する緑地の保全と整備
- 水災害による被害を防止する緑地の保全と整備
- 風災害による被害を防止する緑地の保全と整備

② 人為的災害による被害を軽減する緑地

公害や火災などの人為的災害による被害を軽減する緑地の保全、整備を推進します。

- 工場による災害を防止する緑地の保全と整備
- 密集住宅地における災害を防止する緑地の整備

③ 災害時の避難場所、避難路となる緑地

災害発生時の避難場所、避難路となる緑地の保全、整備を推進します。

- 避難場所となる都市公園、公共施設緑地等の整備
- 避難場所、避難路の整備と緑化の推進

(4) 「景観形成」系統の緑地の配置計画

和歌山市らしい景観として、独自の自然、歴史、文化などを背景とした郷土景観と県都としての都市的景観を形成する緑地を配置します。

① 郷土景観を形成する緑地

和歌山市らしい郷土景観をもつ緑地の保全、整備を推進します。

- 自然、歴史的環境をもつ緑地の保全と整備
- 果樹園や水田など地域の産業、社寺林など地域の文化と一体となった景観をもつ緑地の保全、ランドマークとなる緑地の保全

② 都市的景観を形成する緑地

市街地において都市的景観を形成する緑地の整備を推進します。

- 中心市街地の緑化の推進
- 街路樹の整備
- 新市街地における緑化の推進

3. 地域別の緑地の配置

地域別の緑地の配置方針を、次のように定めます。



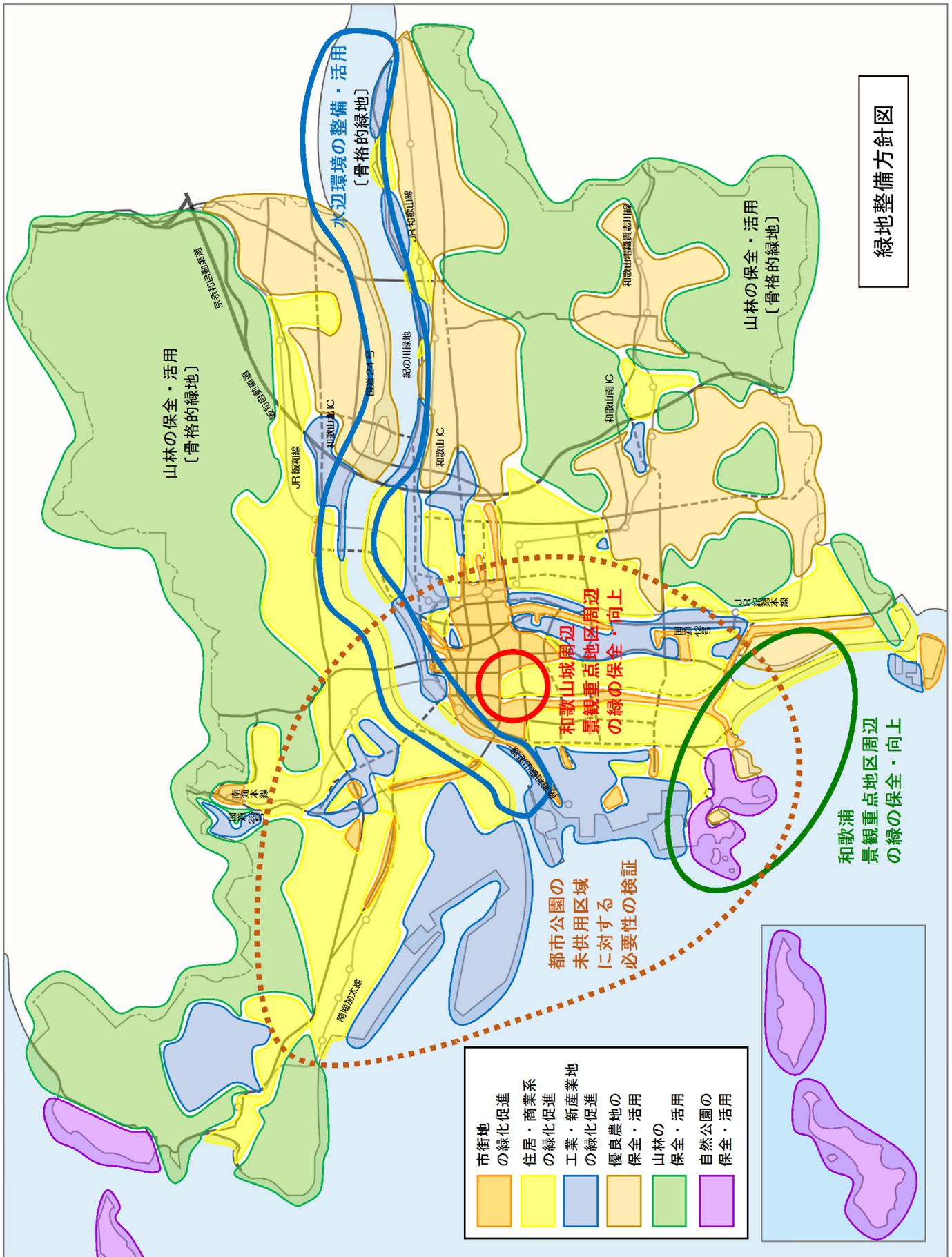
地域区分図

地 域	緑地の配置方針
①中心部地域 宮、宮前、宮北、吹上、砂山、今福、高松、本町、城北、雄湊、中之島、新南、大新、広瀬、芦原	○和歌山城周辺の整備、中心市街地の活性化、和歌山駅周辺の整備等、本市の顔となるまちの形成に向けた緑の保全と緑化を進めます。 ○事業者等の理解と参加を得ながら、緑化施策を進めます。 [公園緑地の主な整備方針] ・和歌山公園の施設整備と史跡の活用（和歌山城） ・水辺空間の緑地整備 ・市街地内緑地の保全
②北西部地域 松江、木本、西脇、加太	○森林公園、瀬戸内海国立公園区域の保全、友ヶ島の景観保全、コスモパーク加太の緑化等、観光や地域産業の振興と調和するまちの形成に向けた緑の保全と緑化を進めます。 ○市民団体や事業者等の理解と参加を得ながら、緑化施策を進めます。 [公園緑地の主な整備方針] ・水辺空間の緑地整備 ・後背山地の保全

コスモパーク加太：和歌山市北西部の丘陵地に造成されている企業用地。

地域別緑地の配置方針

地 域	緑地の配置方針
③北部地域 貴志、野崎、湊、楠見	<p>○学術研究機関や商業施設、大阪方面からの人口受け入れ等、新しい多機能なまちの形成に向けた緑の保全と緑化を進めます。</p> <p>○事業者や地域住民等の理解と参加を得ながら、緑化施策を進めます。</p> <hr/> <p>〔公園緑地の主な整備方針〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紀の川の水辺空間の緑地整備 ・後背山地の保全
④北東部地域 有功、直川、川永、山口、紀伊	<p>○自然と交通の利便性に恵まれた居住環境の形成、優良農地や山林の保全等、市街地の背景となる緑の保全と緑化を進めます。</p> <p>○地域住民等の理解と参加を得ながら、緑化施策を進めます。</p> <hr/> <p>〔公園緑地の主な整備方針〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紀の川の水辺空間の緑地整備 ・後背山地の保全
⑤東部地域 西和佐、和佐、小倉、四箇郷	<p>○紀伊風土記の丘等の歴史的な景観と調和した緑化、優良農地や山林の保全等、市街地の背景となる緑の保全と緑化を進めます。</p> <p>○地域住民等の理解と参加を得ながら、緑化施策を進めます。</p> <hr/> <p>〔公園緑地の主な整備方針〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紀の川の水辺空間の緑地整備 ・後背山地の保全
⑥南東部地域 三田、岡崎、安原、西山東、東山東	<p>○山東盆地の歴史を感じさせる景観、四季の郷公園周辺の自然景観と調和した緑化、優良農地や山林の保全等、市街地の背景となる緑の保全と緑化を進めます。</p> <p>○地域住民等の理解と参加を得ながら、緑化施策を進めます。</p> <hr/> <p>〔公園緑地の主な整備方針〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺空間の緑地整備 ・後背山地の保全
⑦南部地域 雑賀、雑賀崎、田野、和歌浦、名草	<p>○和歌浦周辺の観光資源と調和した緑化、優良農地や山林の保全等、本市を代表する自然・歴史・観光景観となる緑の保全と緑化を進めます。</p> <p>○地域住民等の理解と参加を得ながら、緑化施策を進めます。</p> <hr/> <p>〔公園緑地の主な整備方針〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺空間の緑地整備 ・後背山地の保全



V 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

1. 施設緑地の整備

(1) 都市公園（公園緑地に準じる機能をもつ公共施設緑地を含む）

これまでに計画決定された公園緑地の整備進捗状況などからも、都市計画決定された公園緑地のすべてを早期に整備することは、用地取得の難しさなどの点からも困難であると考えられます。したがって、これらの都市公園等の整備にあたっては、公園機能を有する公共施設緑地や民間施設緑地等の整備状況を勘案して、整備を検討していくものとします。

- 施設の老朽化の状況や市民のニーズに応じて改修を行う等、既存の公園の「質」を高めるための検討をしていきます。
- 地域住民の協力を得ながら、公園の美化に努めます。
- 児童遊園等について、都市公園にするための検討をしていきます。
- 都市計画公園のうち未供用区域については、必要性の検証を行います。

(2) 公共施設緑地

公立の学校及び校庭は、子供たちの自然とのふれあいや環境学習の場、コミュニティの拠点施設としての機能を高めていくことが求められます。そうした機能のひとつとして、緑の拠点として敷地の緑化に取り組んでいきます。

下水道施設等の一定の空間を有する公共施設の敷地内緑化については、周辺環境との調和や景観形成の観点から可能な限り取り組んでいきます。

(3) 民間施設緑地

市街化区域内を中心とする都市農地について、都市農業振興基本法に基づく対応策の検討を進めます。

土地所有者の協力を得て運営している、遊休農地を利用した市民農園は、市民のレクリエーションや余暇の有効活用法として利用を推奨していきます。

2. 地域制緑地の指定

(1) 法による地域制緑地の指定

地域制緑地は、現在指定されている区域については原則として継続して指定を行い、保全します。

さらに、保全の必要性が高い区域で現在は地域制緑地に指定されていない区域や、さらに担保性を高める必要がある区域については、新たに特別緑地保全地区等の指定を検討します。

① 特別緑地保全地区

紀伊風土記の丘は、歴史的に高い価値を有しており、周辺地域を含めた保全の必要性が高いことから、公園の区域と一体となった緑地について特別緑地保全地区の指定を検討します。

また、大規模開発が進行している和泉山脈については、市街地からの山裾部の景観を保全するために、住宅開発地の残置森林の特別緑地保全地区への指定を検討します。

② 風致地区

風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、風致の維持が必要な区域について定めています。今後も都市環境の保全を図るため、継続して風致の維持を図ります。

③ 生産緑地地区

農地の生産活動により生まれる優れた緑地機能及び多目的保留地機能に着目し、市街化区域内にある農地を保全するため生産緑地地区の指定を継続し、自然と共生するまちづくりを進めます。

④ 農用地区域

和歌山農業振興地域整備計画に基づき、農業振興地域内の集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等では、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能発揮のために、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図ります。



優良農地の保全

農業振興地域：農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、一体的に農業の振興を図るために定められる地域。

⑤ 地域森林計画対象民有林

現在、住宅地等の開発計画が決定されている区域を除いて、原則として法指定地域の緑の保全を促します。

なお、住宅地等の開発計画が決定されている山林等については、緑の多い良好な環境を創出するよう緑地協定の締結を促進していくものとします。

⑥ その他

自然公園（瀬戸内海国立公園）、近郊緑地保全区域、河川区域、保安林については、現在の区域を保全するものとします。

（２）条例等による地域制緑地の指定

緑地協定の締結を促進します。また、「和歌山市緑を守る条例」によって指定された保存緑を保全します。

① 緑地協定

住宅市街地等においては、緑の多い良好な生活環境を創出・維持するために、緑地協定の締結を促進します。

② 保存緑

「和歌山市緑を守る条例」によって保存緑に指定されている樹木や樹林の保全を図ります。また、現在指定されているもの以外で、動植物の生息環境や歴史的環境をもつ緑地として保全の必要性が高い樹木や樹林については、所有者の意向をふまえて新たに保存緑としての指定を促進します。

3. 緑化の推進

本市は、市域を包み込むように山地、海岸、農地などの自然環境が広がり、また、市街地内においても紀の川や和歌山城、和歌浦などの緑地があることから、トータルの量としてみると緑が豊かなまちであるといえます。

しかし、住んでいる地域の緑に対する満足度は、緑に対する市民意識の調査で示されているように、中心部地域等においては高いとは言えません。

公園緑地などの施設緑地の整備の必要性及び今後の推進方策については、前章のとおりですが、施設緑地の整備は用地の確保などの課題もあり、長期的な視点にたって計画的に推進していく必要があります。

一方、都市における緑化は、市民・事業者と行政が協力して各々が管理する民有地や公共施設などにおいて、少しずつでも緑の拡大を図っていくことにより、全体としては豊かであるやかに連続した緑のネットワークを形成することが可能となります。

本計画では、そうした協働による都市の緑化を進めていく上での指針として、都市緑化の目標と推進方針を定めました。

(1) 公共公益施設の緑化目標及び推進

公共公益施設は、道路、河川などの連続的な空間や公園緑地、大規模施設などのまとまった空間を有し、都市における緑地の骨格を形成するうえで重要な役割を担っています。

また、市民・事業者と行政の協働によるひろがりのある緑化を先導していく上でも、積極的な取り組みが不可欠です。

① 都市公園等

- 都市公園においては、各々の公園がもつ機能に配慮しながら、高木をはじめとする緑化の拡大を図ります。
- 近隣公園以上の規模の大きな公園については、まとまった緑地の整備を推進します。
- 動物等の生息環境や地域の植生特性や管理の容易性なども考慮しながら、植栽の目的に応じて適切な樹種を選定して、高木を増やします。また、地表の透水性を高めるよう芝生による被覆を推進します。
- 河川や水路に隣接する公園では、親水空間の整備を推進します。



秋葉山公園



美園公園

② 道路

○道路においては、中央分離帯や歩道の緑地整備を推進し、緑のネットワーク形成を図ります。

③ 河川

○河川においては、水生生物の生息環境を保全するために、水辺環境の保全を図るとともに河川の水質浄化を推進します。

○連続性のある緑地軸を形成するために、河川敷等への植栽により水と緑が一体となった親水空間づくりを促進します。



街路樹



紀の川緑地

④ 公共公益施設

○公共公益施設においては、まちのシンボルとなる施設としてのイメージを高めるよう、敷地の緑化を推進します。

○特に、周辺地域の緑化を推進するために外周部の緑化に配慮します。

○公立の学校などの教育施設は、地域の拠点施設として先導的に緑化を図ります。また、子供たちの自然とのふれあいや環境学習での活用などに配慮して、多様な緑を配置します。

(2) 民有地の緑化目標と推進

市民・事業者の理解と、行政との協働による緑化を促進していくために、それらを誘導、支援する施策を積極的に行っていきます。

① 住宅地

○戸建て住宅においては、敷地の周囲の生け垣化を促進するとともに、庭に高木を植栽するよう促進します。また、生け垣等による連続性のある緑のまちなみづくりをすすめるよう、地区計画や緑地協定の締結促進に努めます。

○集合住宅においては、オープンスペースに高木を植栽するよう促進すると共に、緑の面積を拡大するために屋上や壁面の緑化を促進します。

② 商業地

○魅力ある商業空間を創出するために連続性のある緑化を促進します。

○商業地におけるまとまった空間として、駐車場の周囲の緑化を促進します。

○屋上や壁面の緑化を促進します。

③ 工業地

○騒音や振動などによる周辺生活環境に配慮し、緑による景観の向上を図るために工場外周に緑地の整備を促進します。

○屋上や壁面の緑化を促進します。



壁面緑化（イメージ）



緩衝緑地

(3) 民間の参加、協力等の推進

① 緑に対する啓発の充実

- 緑化に関する特集記事を掲載するとともに、継続的に緑化に関する話題や情報を提供するなど「市報わかやま」等による啓発や情報提供を充実します。
- 緑化をテーマとした市民参加のイベントを開催し、緑化に対する関心を高めるとともに緑化に取り組むきっかけとなるよう、相談、助言や苗木の配布などを行っていきます。
- 子供の時から緑への関心をもつよう、「緑の少年団」への参加の促進と支援の充実を推進します。
- 緑化に対する市民の関心を高めていくよう、花いっぱいのまちづくりの活動を充実します。

② 緑に関する学習の充実

- 環境学習との連携を図りながら、学校教育や生涯学習の場において、緑に関する学習機会の充実を図っていきます。
- 緑に関する市民の自主的な学習活動を促進するために、指導者の養成など支援方策の充実を検討します。
- 緑についての学習など自然とふれあう拠点として、四季の郷公園の機能の充実を図っていきます。



自然観察会（森林公園）



竹林観察会（四季の郷公園）

③ 緑化に対する支援の充実

- 緑化に対する市民・事業者等の関心を高め、植栽を促進するために、苗木を配布する事業を継続します。
- 住宅地や商業地及び工業地において、緑化に取り組む市民・事業者に対して支援する制度について検討します。

④ 緑化に関する団体等との連携の推進

- 緑あふれる美しいまちづくりをめざして、各種の緑化に関する団体による活動の充実を促進するとともに、多くの市民・事業者の参加を促進するよう、連携を強化します。

⑤ 緑化に関する表彰制度の検討

- 緑化に積極的に取り組んでいる地域、団体や個人などに対する表彰制度の設置を検討します。

⑥ 市民・事業者と行政との協働の促進

- 市内の公園や緑地の「質」の維持・向上に向けて、周辺住民への管理委託や、市民参加による草刈り等への参加を促す施策を検討していきます。
- まち美化を市民と行政が協働で進め、市内の公園管理への市民の参加を進めていきます。
- 市民・事業者と行政が協働で進める森林公園での植樹イベント等を開催していきます。
- 自然活動体験、環境講座（環境保全講演会等）、環境パネル展など、市民による環境活動を支援します。
- 自然観察インストラクターの派遣等により、環境学習の推進を図ります。



苗木の植樹イベントの開催（森林公園 市民の森）

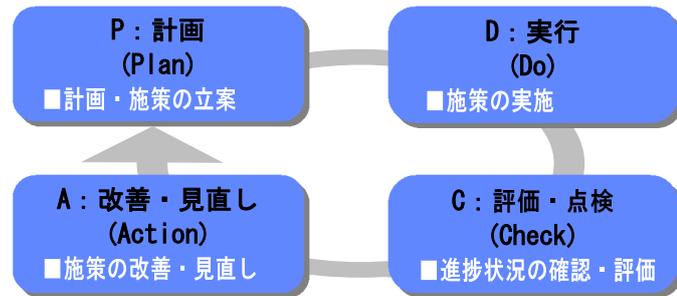
VI 今後の展開

1. 計画の進行管理

(1) 緑の基本計画の評価・見直し

① PDCA サイクル

緑の基本計画の進行を管理するため、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価・点検 (Check)、改善・見直し (Action) の PDCA サイクルにより、社会経済情勢の変化等に対応します。



② 計画の評価・見直し

1年・5年・10年ごとに実施する評価・見直し項目を以下のように定めて、定期的に確認及び見直しの作業を行います。

○進捗確認 (1年ごと)

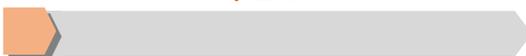
策定後1年ごとに緑の基本計画に基づく施設緑地及び地域性緑地の現況を把握します。

○評価 (5年ごと)

策定後5年ごとに緑の基本計画に基づく施設緑地及び地域性緑地の現況を把握し、評価を行います。

○見直し作業 (10年ごと)

策定後10年ごとに都市計画マスタープランと調整し、新たに20年後を想定した基本計画として再検討します。

評価・見直し項目	内容
進捗確認	<p style="text-align: center;">1年ごと</p>  <p style="text-align: center;">進捗状況の把握</p>
評価	<p style="text-align: center;">5年ごと</p>  <p style="text-align: center;">進捗状況の把握と評価</p>
見直し作業	<p style="text-align: center;">10年ごと</p>  <p style="text-align: center;">都市計画マスタープランとの調整と再検討</p>

2. 計画の推進体制

(1) 緑の基本計画の住民との共有

緑豊かな生活空間を形成するためには住民参加が不可欠であり、まちづくりの基本方針である都市計画マスタープランとの整合を図りながら、市民・事業者と行政が協働で推進していくことが必要です。このため、①パンフレット等の配布等の啓発活動 ②インターネット等による緑化情報提供の検討等、今後、必要に応じて広く住民の意見を求め、参加を促すために継続的な活動を展開します。

(2) 住民によるまちづくり活動の支援

住民主導の緑化活動を定着させるためには、支援制度や体制を確立させ、個々のまちづくり活動の活性化を図っていく必要があります。

このため、①緑化技術などの情報の提供 ②緑化に関する啓発とアドバイス ③緑化功労者に対する表彰制度の創設等、支援策を検討するとともに、行政の協力体制を確立し、市民・事業者と行政が足並みを揃え、緑豊かなまちづくりをめざすものとします。

(3) 関係機関との協力・調整

公園緑地の整備や緑化の推進においては、関係諸機関との協力・調整が不可欠です。このため、今後とも理解、協力を得られるよう密接な連携体制の維持に努めます。

(4) 県・周辺市町との連携

緑の基本計画は、和歌山市を策定区域としていますが、事業の展開においては、広域的な連携が必要であることから、和歌山県および周辺市町との連携・調整を図ります。

巻末資料

計画策定の経過

年 月 日	内 容
平成 28 年 9 月 1 日～9 月 20 日	アンケート調査の実施
平成 28 年 11 月 1 日	第 9 回和歌山市緑化審議会 ・緑の基本計画（素案）の審議
平成 28 年 11 月 21 日～12 月 20 日	パブリックコメントの実施
平成 28 年 12 月 15、16 日	緑の基本計画（素案）説明会
平成 29 年 2 月 3 日	第 10 回和歌山市緑化審議会 ・緑の基本計画（案）の審議
平成 29 年 2 月 13 日	第 93 回和歌山市都市計画審議会 ・緑の基本計画（案）の報告

用語解説

【あ行】

新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会	人口減少・少子高齢化社会における緑とオープンスペースの再編や利活用のあり方、まちの活力と個性を支える都市公園の運営のあり方等について、検討を行うための会議
---------------------------------	---

【か行】

協働	市民、事業者と行政が役割と責任を分担して、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと
コスモパーク加太	和歌山市北西部の丘陵地に造成されている企業用地

【さ行】

市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地となっている区域およびおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るために定められる区域
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街地化を抑制すべき区域
社人研推計値	「国立社会保障・人口問題研究所」が、都道府県別及び市町村別に推計を行った将来人口
生産緑地地区	市街化区域内の農地の持つ緑地機能を積極的に評価し、公害または災害防止、農業と調和した都市環境の形成に役立つ農地を保全することで、良好な都市環境の形成を図るための制度

【た行】

地域森林計画	民有林を対象として、森林整備の目標や森林保全の目標を定める計画
都市計画公園・緑地	都市計画法に基づいて、都市計画決定された公園・緑地 一般的に都市計画公園として都市計画決定し、整備された後に「都市公園」として設置される
都市公園	都市公園法に基づいて、地方公共団体または国が設置する公園または緑地
都市農業振興基本法	良好な都市環境を形成するため、都市農業を継続させて、多様な機能を発揮させるための法律
都市緑地法	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与するための法律

【な行】

農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、一体的に農業の振興を図るために定められる地域
農用地区域	農業振興地域の中で、積極的に農業施策を展開して、農地を保全するために定められる区域

【は行】

ヒートアイランド現象	都市部が周辺域よりも高い温度になっている現象
微気象	地形、建物、植生などの影響によって、地表から比較的近くの範囲に起こる気象現象
風致地区	都市の風致を維持するために、都市計画法によって定められた地区

【ま行】

緑のネットワーク	野生動物の移動や緑の多面的な機能が発揮されるように、まちの緑を連続させること
----------	--

【ら行】

ランドマーク	地域の中で、目印となる特徴的な自然物や建物
緑地協定	都市緑地法に基づき、土地所有者の合意によって、緑地の保全や緑地に関する協定を締結する制度
レッドデータブック	絶滅の危機に瀕している野生動植物について、危機の状況や生息地などを整理した報告書

和歌山市緑の基本計画

和歌山市緑の基本計画策定 平成 11 年 3 月

和歌山市緑の基本計画第 1 回改訂 平成 29 年 3 月

発 行：和歌山市

編 集：和歌山市 産業まちづくり局 都市計画部 都市計画課

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地

H P www.city.wakayama.wakayama.jp

e-mail toshikeikaku@city.wakayama.lg.jp

TEL (073) 435-1228 (直通) FAX (073) 435-1272
